

公金取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき市長が指定した指定公金事務取扱者、又は同法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者として、公金の徴収、収納若しくは支出又は歳入等の納付に関する事務（以下「対象事務」という。）を、関係法令及び南あわじ市会計規則に従い、適正に遂行しなければならない。

(再委託の制限)

第2 受注者は、対象事務を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。

2 受注者は、再委託を行った場合は、再委託先の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

(帳簿の備付け及び保存)

第3 受注者は、対象事務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを適切に保存しなければならない。

(立入調査及び報告)

第4 発注者は、対象事務の執行状況について、受注者に対し報告を求め、又は受注者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 受注者は、前項の調査等により発注者から改善等の指示を受けたときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第5 受注者は、対象事務に関し、紛失、盗難、誤入金その他の事故が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第6 発注者は、受注者が指定公金事務取扱者若しくは指定納付受託者の指定を取り消されたとき、又は本特記事項に定める義務を果たさないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第7 発注者は、受注者が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、受注者に対して損害の賠償を求めることができる。